

孫禎陸著  
西垣安比古・市岡実幸・李終姫訳

『日本統治下朝鮮都市計画史研究』(KASHIWA学術ライブラリー 08)

柏書房 2004年 口絵+437ページ

にし ざわ やす ひこ  
西澤 泰彦

本書は、1994年に韓国・一志社から出版された孫禎陸著『日帝強占期都市計画研究』の訳書であり、日本の植民地であった朝鮮における都市計画について、その特徴を論じている。その論法は、同時期の日本国内における都市計画と比較することで、植民地支配下にあった朝鮮の都市計画の特徴を明確にしようとするものであり、背景には、朝鮮の都市計画は日本の国家機関であった朝鮮総督府によって行われたため、日本国内の都市計画との共通性、類似性が存在するという前提がある。しかし、この比較は、日本国内の都市計画とは異なる点、すなわち、植民地支配に依拠して起きた問題を見出すことでもある。

このような論法に基づいて、朝鮮総督府が、朝鮮半島で直接的に、あるいは間接的に主導した計画や事業である市区改正事業(第2章)、朝鮮市街地計画令(第4章)、地方計画(第5章)、土地区画整理事業(第6章)、防空法と疎開(第7章)、扶余神宮造営と扶余神都建設(第8章)について、それらを時系列で並べて章立てとしながら、実態を紹介し、批評している。また、京城、元山、大邱での官民一体となった都市計画案の立案を紹介し(第3章)、さらに、朝鮮半島における計画的な都市建設(都市計画)が植民地時代にだけ存在したのではないことを記すため、19世紀までの都市計画を第1章で紹介している。

これらを通して本書が提示した問題は、次の4点に集約される。

1点目は、植民地時代の朝鮮半島各地の都市改造が、1912年公布の市区改正に関する訓令と34年制定の朝鮮市街地計画令によって進められたことである。

特に、市区改正に関する訓令を「20年以上も朝鮮の市街地を改造・規制する根幹」であったと位置付けている。

2点目は、都市計画の制度について、朝鮮総督府は、日本国内の制度を参考にしながらも単なる準用をしなかったことである。例えば、朝鮮市街地計画令は、日本国内の都市計画法と市街地建築物法を一本化したものであり、また、地方行政庁の裁量の範囲をなくし、民間の利益を無視した法令であった。これは、朝鮮総督府が朝鮮半島を一元的に支配していたことを背景にした事情であろう。

3点目は、地方計画の導入や扶余神都建設に見られるように大東亜共栄圏の枠組みでの日本と植民地の関係によって定まった計画が存在したことである。朝鮮市街地計画令の発令そのものが、満洲事変(1931年)以後の日本とその支配地域との経済的・政治的一体化の動きの中で生じたものであり、加えて、大東亜共栄圏の枠組みの中で、朝鮮が日本による大陸前進の兵站基地であったために、単一の市街地計画ではなく、複数の都市を一体化させた地方計画が必要となり、日本国内に先んじて大京城計画をはじめ4つの地方計画が立案された。また、かつての百済の首都であった扶余に朝鮮総督府が官幣大社として扶余神宮を建立し、その周囲に扶余神都を建設することは、「内鮮一体論」の具現化である。

4点目は、大韓民国成立後の都市計画の根幹が、朝鮮総督府による朝鮮市街地計画令の下での都市計画と類似していることである。これは、植民地支配が終わった後も、韓国の都市空間が、植民地時代に成立した土台の上に乗っていることを示しており、著者は、それを「その土台の上に半世紀にわたる韓国の空間秩序が構築されている」と指摘し、「侵略的な残滓がわれわれ個々人の意識や姿勢から1日も早く払拭され得る」ことを期待している。

以上のように、本書は都市計画を題材としながら、朝鮮総督府による朝鮮半島支配の仕組みを問い、植民地支配によって生じ、現代の韓国に厳然と存在するその影響を問うている。都市計画の専門用語や制度にはわかりにくい説明もあるが、歴史学や政治学の方々にぜひ一読を薦めたい。

(名古屋大学大学院環境学研究科助教授)